

## 車いす貸与規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一時的な病気、けが等により、日常生活を送る上で支障のある方に和木町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）所有の車いすを貸与し、在宅福祉の向上に資することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸与対象者)

第2条 貸与対象者は、町内に在住するもので次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 在宅療養者で、介護保険の認定を受けておらず、疾病等により歩行することが困難な者
- (2) 在宅療養者で、介護保険での車いす貸与（福祉用具貸与）の給付を受けることができない者
- (3) 病院や施設等の入院、入所中に、一時的に帰宅するため、車いすを必要とする者
- (4) その他、会長が特に必要と認めた場合

### (貸与申請)

第3条 車いすの貸与を希望する者は、貸与申請書（様式1号）を本会に提出しなければならない。

### (貸与の決定)

第4条 本会は、貸与申請があった場合は、内容を審査し貸与の可否を速やかに決定するものとする。

### (貸与条件)

第5条 本会は、貸与を許可する場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 利用者の故意又は過失により破損したときは、利用者の責任においてその損害を賠償すること。
- (2) 貸与申請時における使用用途以外に使用しないこと。
- (3) 車いすを必要としなくなったときは、速やかに返却しなければならないこと。
- (4) 本会に無断で当事者以外の者に譲渡、交換、貸与又は担保に供してはならないこと。

### (貸与期間)

第6条 貸与期間は、原則として6ヶ月以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、申請により延長することができる。

### (料 金)

第7条 貸与を受ける者は、別表1に定められた利用料で計算した金額を車いす返却時に本会に支払うものとする。

2 公共施設、公の行事等で必要なため貸与する場合は無償とする。

### (貸与台帳の整備)

第8条 本会は、貸与の状況等を明確にするため、貸与台帳（様式第2号）を整備するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に貸与を受けている者については、平成19年5月1日から適用する。

別表1

品目	貸与期間	月額利用料	備考
車いす	1ヶ月未満	無料	
	1ヶ月以上	100円	

貸与期間の計算は、貸与開始日から起算することとする。